

私たちの住んでいるまちの町長を選ぶ大切な選挙です。

あなたの貴重な一票を、明日のよりよい町政のために活かしましょう。

問い合わせ先

阿久比町選挙管理委員会

☎(48)1111 (内 207・237)

# 11月28日(日)は 阿久比町長選挙の投票日です



草木小6年 竹内貴大君の作品

## みんなで徹底しよう 「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を贈らない!

有権者は政治家に寄附を求めない!

政治家から有権者への寄附は受け取らない!



明るい選挙推進キャラクター  
「めいすいくん」

**Q** 投票日に旅行をすることになったのですが、投票はできますか?  
**A** 役場で期日前投票を行うことができます。  
投票日当日に仕事などがある方も、同様に期日前投票を行うことができます。

**Q** 町外に転出することになったのですが、投票はできますか?  
**A** 今回の選挙では、投票を行う日に阿久比町に住所がないと投票を行うことができません。

## 町長選挙 Q&A

**Q** 入場券がなくても投票はできますか?  
**A** 入場券がなくても選挙人名簿に登載されていれば投票を行うことができます。投票所でその旨を申し出てください。

**Q** 小さな子どもを投票所に連れていっても投票はできますか?  
**A** 投票所には、選挙人本人しか入れないわけではありません。保護者と一緒であれば大丈夫です。

**Q** 投票日に入院中ですが、どうしたら投票できますか?  
**A** 入院先の病院が、不在者投票施設として指定を受けていれば、病院で投票することができます。病院へ直接お尋ねいただき、投票する意思を伝えてください。